

令和8年度



総会要項

次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議事（前半）
 - ・第1号議案「令和7年度 事業報告」
 - ・第2号議案「令和7年度 会計決算報告」
 - ・第3号議案「令和8年度の役員・委員の承認」
- 4 令和7年度会長 退任のあいさつ
- 5 令和8年度会長 就任のあいさつ
- 6 議事（後半）
 - ・第4号議案「令和8年度 事業計画案」
 - ・第5号議案「令和8年度 予算案」
 - ・第6号議案「PTA規約の一部改正」
 - ・その他
- 7 校長あいさつ
- 8 閉会のことば

知多市立旭南中学校PTA

目次

・【第1号議案】令和7年度 P T A事業報告	1
・【第2号議案】令和7年度 P T A会計決算報告	2
・【第3号議案】令和8年度 P T A組織・委員名簿	3
・旭南中学校P T Aの目標・活動方針	4
・【第4号議案】令和8年度 P T A事業計画(案)	5
・【第5号議案】令和8年度 P T A会計予算(案)	6
・【第6号議案】旭南中学校P T A会則(改正案)	7
旭南中学校P T A内規(改正案)	9
・旭南中学校P T A弔意規定	10

～資料～

【資料1】学校運営協議会及び地域学校協働活動について	11
【資料2】令和8年度 旭南中学校教職員表	15
【資料3】令和8年度 学校行事予定及び日課表	16
【資料4】学校いじめ防止基本方針	19
【資料5】知多市中学校部活動改革だより・課外活動ガイドライン	23
【資料6】家庭学習の手引き	27
【資料7】令和8年度 学校集金計画	28
【資料8】警報等発表時における児童生徒の対応について	29
【資料9】令和8年度 ラーケーション取得及び給食カット申請について	31
【資料10】これからの学校づくり～保護者・地域の方とすすめる 学校における働き方改革～	32

令和7年度 P T A 事業報告

月	日	曜	内 容
3	8	土	9:30 第1回 P T A 常任委員会 (P T A 総会・4部会計画) 10:00 第1回 P T A 全委員会
4	9	水	旭南Tシャツ購入案内配付 ※4/18(金)締め切り
4	23	水	13:45 P T A 総会 ※委員…総会後にTシャツ注文数の集計
5	10	土	8:30 緑と花を育てる会①(苗の植え替え作業) ※天候不良のため中止
5	17	土	9:30 第2回 P T A 常任委員会(P T A 研修会・P T A 新聞等の検討) 10:00 第2回 P T A 全委員会
7	5	土	8:30 緑と花を育てる会②(花壇作業) 10:30 P T A 研修会(演題:スマホ依存の現状とその対策について 講師:環境活動家 谷口たかひさ氏)
7/9(水) ~11(金)			第1回 資源回収(旭南中ロータリー) ※保護者懇談会期間
7	18	金	P T A 広報「絆」 第132号発行
11	29	土	9:30 第3回 P T A 常任委員会(P T A 委員選挙・P T A 新聞等) 10:00 第3回 P T A 全委員会議
12/8(月) ~10(水)			第2回 資源回収(旭南中ロータリー) ※保護者懇談会期間
12	18	木	学校保健委員会(思春期の無理なダイエット、適切な体づくり、食生活)
1	17	土	9:00 第4回 P T A 全委員会 (令和7年度事業報告及び会計中間報告・令和8年度P T A 総会等) 10:30 開票委員会
2	14	土	9:30 新P T A 組織づくり・新旧引継会
2	20	金	P T A 広報「絆」 第133号発行
3	14	土	9:30 第1回 新P T A 常任委員会(P T A 総会・4部会計画) 10:00 第1回 新P T A 全委員会

令和7年度 P T A 会計決算報告

I 収入の部

項目	7年度予算	7年度収入額	増減	備 考
前年度繰越金	461,030	461,030	0	
会費	957,600	957,400	-200	4月から3月分
利息等	70,002	97,001	26,999	利息, 旭南Tシャツ収益金など
合計	1,488,632	1,515,431	26,799	

II 支出の部

項 目	7年度予算	7年度執行額	増減	備 考
1 総 会 費	15,000	0	-15,000	用紙・記録写真
2 会 議 費	17,000	11,052	-5,948	会議用用紙・お茶代等
3 事 務 費	20,000	4,287	-15,713	事務費補助
4 旅 費	22,000	13,000	-9,000	役員等旅費補助
5 慶 弔 費	20,000	0	-20,000	
6 負 担 金	75,000	44,620	-30,380	市郡尾日P負担金等
7 広 報 費	110,000	132,220	22,220	PTA新聞(2回分)
8 研 修 費	80,000	50,000	-30,000	PTA研修・緑と花を育てる会お茶代等
9 生徒指導費	16,000	39,944	23,944	予備の生徒手帳代
10 図 書 費	55,000	28,000	-27,000	読み物図書「ゆうゆう」
11 報 償 費	54,000	0	-54,000	講師料・PTA卒業記念品等
12 部活動補助費	394,000	281,416	-112,584	部活動補助
13 教育助成費	610,000	757,156	147,156	旭南祭等生徒補助・校内整備・緑化等
14 雑 費	632	0	-632	
合 計	1,488,632	1,361,695	-126,937	

III 差し引き残額

収 入	1,515,431	円
支 出	1,361,695	円
差し引き残額	153,736	円

上記の通り、平成7年度のPTA会計について決算報告をします。

令和8年3月31日 旭南中学校PTA会計 箕輪 里奈
 " 会計 安樂 陽子
 " 会計 神田 洋佑

上記のPTA会計決算報告書は、正確であり誤りのなかったことを報告します。

令和8年3月31日 旭南中学校PTA会計監査 阿部 真李 菜
 " 会計監査 吉川 智美

令和8年度 旭南中学校PTA委員・会計監査委員

PTA委員		旭南小校区12名	南粕谷小校区7名	旭東小校区5名	学 校
役員	会長		三浦 洋一		
	家庭教育委員		鈴木 陽子		
	副会長	中山 泰江	菊地 美樹	松下 峰子	校長
	書記	上野 唯		戸越 智里	教頭、教務主任
	会計	磯部 喜康		篠崎 奈美	校務主任
専門部	研修部 4名	大島 茜	川上 優子	河原 友美	会計、教務主任
		星野 飛鳥			
	校外指導部 3名	白藤 美穂	鈴木 里味		副会長、校務主任
		辻 美由紀			
	広報部 4名	櫛 淑恵	長谷川みゆき		書記、教頭
		槌本 知佐			
		大中 英里			
	保健体育部 4名	山下 美幸	皆川 峰子	植田 順香	教務主任、教頭
		鈴木 恵			

※常任委員13（役員9＋部長4）

会計監査委員	緒方久美子	深谷 珠江
--------	-------	-------

- ・ 常任委員会及び全委員会の受付 …… 校務主任
- ・ 常任委員会及び全委員会の議事録係 …… 書記(保護者)
- ・ 常任委員会及び全委員会の記録写真係 …… 教務主任

旭南中学校PTAの目標・活動方針

◇ 目 標

『自ら考え判断し、行動につなげることのできる子どもを育てる』

－ 参加し 学習し 実践するPTA活動 －

◇ 活動方針

1 家庭教育力の強化を図る。

- ・子どもの心のよりどころとなる家庭環境をつくろう。
- ・子どもと語り、共に行動し、保護者としての自覚と責任を果たそう。
- ・子どもが社会生活を送るうえで必要なルールを学ぶ場としての家庭の役割を見つめ直し、取り組もう。

2 学校教育への理解を深める。

- ・学校との連携を密にしよう。
- ・PTA会員の活動参加を促進しよう。
- ・保護者と教員との話し合いを深めよう。

3 地域社会との連携を強化する。

- ・地域の諸活動に家族で積極的に参加しよう。
- ・地域とともに、子どものための豊かな環境づくりを進めよう。
- ・交通安全、生活安全、非行防止に努め、安全な社会を築こう。

県PTA連絡協議会 令和8年度目標 (5年計画 令和7年～11年)

「子どもをまんやかに手をつなごう、できることから楽しもう」

～家庭・学校・地域の輪～

<活動方針>

1. 家庭・学校・地域の連携強化
2. 家庭教育力の向上
3. 学校支援の充実
4. PTA活動への支援

令和8年度 P T A事業計画（案）

月	日	曜	内 容
3	14	土	9:30 第1回 P T A 常任委員会（P T A 総会・4部会計画） 10:00 第1回 P T A 全委員会
4	9	木	旭南Tシャツ購入案内配付 ※4/17（金）締め切り
	24	金	13:45 P T A 総会 ※総会后…Tシャツ注文数の集計（有志委員）
5	16	土	8:30 緑と花を育てる会①（苗の植え替え作業） 9:30 第2回 P T A 常任委員会（P T A 研修会・P T A 新聞等の検討） 10:00 第2回 P T A 全委員会 ※全委員会後…Tシャツ仕分け作業
7	4	土	8:30 緑と花を育てる会②（花壇作業） 10:30 P T A 研修会（「親が笑顔になれる思考や心のもち方」について）
	8 ～ 10	水 ～ 金	第1回 資源回収（旭南中ロータリー） ※保護者懇談会期間
	17	金	P T A 広報「絆」 第134号発行
9	統		学校保健委員会（内容：検討中） ※6限に実施予定
11	28	土	9:30 第3回 P T A 常任委員会（P T A 委員選挙・P T A 新聞等） 10:00 第3回 P T A 全委員会議
12	3 ～ 9	木 ～ 水	第2回 資源回収（旭南中ロータリー） ※保護者懇談会期間
1	16	土	9:00 第4回 P T A 全委員会 （令和8年度事業報告及び会計中間報告・令和9年度P T A 総会等） 10:30 開票委員会
2	13	土	9:30 新P T A 組織づくり・新旧引継会
	統		P T A 広報「絆」 第135号発行
未 定			・緑と花を育てる会③（苗の植え替えのための準備） ※昨年度は未実施
3	13	土	9:30 第1回 新P T A 常任委員会（P T A 総会・4部会計画） 10:00 第1回 新P T A 全委員会

令和8年度PTA会計予算(案)

I 収入の部

項 目	予算額 (円)	備 考
前年度 繰越金	153,736	
会 費	678,600	生徒1,800円×347人+職員1,800円×30人
雑収入	80,000	旭南Tシャツ・資源回収収益 80,000円
利息等	-	利息等
合 計	912,336	

II 支出の部

項 目	予算額 (円)	項 目	予算額 (円)
1 総 会 費	5,000	8 研 修 費	50,000
2 会 議 費	12,000	9 生 徒 指 導 費	40,000
3 事 務 費	5,000	10 函 書 費	30,000
4 旅 費	15,000	11 報 償 費	12,000
5 慶 弔 費	15,000	12 部 活 動 補 助 費	250,000
6 負 担 金	50,000	13 教 育 助 成 費	288,000
7 広 報 費	140,000	14 雑 費	336
		合 計	912,336

※必要に応じて項目間の流用を認める。

旭南中学校PTA会則

- 第1条 本会は、旭南中学校PTAと称し、事務所を旭南中学校に置く。
- 第2条 本会は、旭南中学校に在学する生徒の保護者と教師をもって組織する。
- 第3条 本会は、会員相互の緊密な協力により、教育の振興をはかり、生徒の福祉を増進し合わせて会員の教養を高めることを目的とする。
- 第4条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。
1. 生徒の保護対策に関すること。
 2. 生徒の健康増進に関すること。
 3. 生徒の学芸奨励に関すること。
 4. 会員の教養深化に関すること。
 5. 学校の教育環境整備に関すること。
 6. その他、目的達成に必要なこと。
- 第5条 本会に次の機関を置く。
1. 総会
 2. 委員会
 3. 常任委員会
 4. 専門部会
- 第6条 総会は、全会員をもって構成し、毎年1回以上開催し、本会の重要事項を議決する。総会は、会長が招集する。但し、委員会の請求により会長が招集することができる。
- 第7条 委員会は、役員および委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。委員会は総会につぐ議決機関であり、総会の議決事項ならびに緊急事項を処理する。
- 第8条 常任委員会は、役員および常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。常任委員会は、本会の諸活動について審議立案するとともに、特に急を要する事項を処理する。常任委員は、専門部会の部長がこれにあたる。
- 第9条 専門部会は、役員および各専門部員をもって構成し、部長の要求により会長が招集する。但し、必要に応じて会長が招集することができる。専門部会は、総会または委員会の決議事項を処理するとともに、各専門事項の立案をする。専門部員は、役員を除く委員が次の1ないし4に分属するものとする。
1. 研 修 部 会 会員委員の研修活動を推進する。
 2. 校外指導部会 生徒の校外生活指導を中心に健康で安全な生活の企画推進をする。
 3. 広 報 部 会 会員間の情報伝達・意見交換に努めるなど広く広報活動を推進する。
 4. 保健体育部会 生徒および会員の健康増進・福祉増進に寄与する。
- 第10条 各専門部会の部長の選出は互選による。
- 第11条 本会に下記の役員を置き、別に定める規定により選出する。
1. 会 長 1名
 2. 副会長 5名（校長・家庭教育委員を含む）
 3. 書 記 2名（副会長から1名兼任、及び教頭で構成する）
 4. 会 計 2名（副会長から1名兼任、及び校務主任で構成する）

- 第12条 役員の仕事は、次のとおりである。
1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
 3. 書記は、すべての会合および会の活動状況を記録し、その保管にあたりとともに、会長の命を受け各種会合の通知を発送する。
 4. 会計は、本会の会計事務のすべてを行う。会計簿は、いつでも会員の閲覧に供し、収支は総会に報告し承認を得る。
- 第13条 役員および委員の任期は、会計年度と一致する。但し、再選を妨げない。役員および委員は、後任者が決定するまでその任にあたるものとする。欠員により就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 第14条 本会に会長の委嘱により会計監査2名を置く。会計監査は、会計事務を定期または随時に監査し、その結果を総会に報告する。
- 第15条 本会の経費は、会費・事業収入および寄付金をもって充当する。
- 第16条 本会の会費は、生徒、教員一人当たり**月額150円**とし、半年ごとに納入するものとする。
- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第18条 本会則の改正は、委員会の承認を得、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 第19条 本会則に定めるもののほか必要あるときは、内規をもって定める。
- 第20条 本会則は、昭和54年4月25日より施行する。

*昭和59年4月24日

第11条の2の「副会長4名」を「副会長5名」に改正。

*昭和63年4月25日

「専門委員会」を「専門部会」に改正。

*平成6年4月21日

第16条の「月額100円」を「月額125円」、「父母」を「父及び母」に改正。

*令和4年4月22日

第9条「5. 学年別部会」を廃止。

第16条の会費を「生徒、教員一人当たり月額200円とし、半年ごとに納入」に改正。

*令和5年4月20日

第11条「母親代表」を「家庭教育委員」に改正。

***令和8年4月24日**

第11条の3の「書記4名」を「書記2名」に改正。また、構成の詳細を明記。

第11条の4の「会計3名」を「会計2名」に改正。また、構成の詳細を明記。

第16条の「月額200円」を「月額150円」に改正。

旭南中学校 P T A 内規

- 第1条 会長は、保護者から選出する。(会長は、原則地区別ローテーションとする。)
- 第2条 会長地区より家庭教育委員を選出する。
- 第3条 旭南中学校の教師は、全員を委員とする。
- 第4条 役員を選出は、開票委員(P T A委員)により新委員の中から候補者をあげて新委員会にはかり、総会の承認を得て決定する。
- 第5条 書記および会計のうち各1名は、教師委員とする。
- 第6条 委員定数は**生徒数に応じ**、9地区(新舞子南、大草、新舞子台、羽根・北粕谷、大興寺、日長台・口新曾・旭桃台、南粕谷、粕谷台1・3丁目、粕谷台2・4丁目)から投票によって選出する。
- (1) 役員に立候補する会員が出た場合は、優先的に選出される。
 - (2) 各地区の選出委員数は、生徒15人につき1名を選出する。
 - (3) 委員定数に満たない場合、あるいは、委員定数を越える場合は端数の多少で調整する。
 - (4) 世帯で過去に委員に選出されている場合は、委員を免除される。ただし、役員に立候補することはできる。
 - (5) 上位団体の会長、家庭教育委員に選出された者及び経験者は、委員を免除される。ただし、役員に立候補することはできる。
- 第7条 保護者役員のうち、**副会長(書記・会計兼任含む)**は**校外指導部**にも所属する。
~~ただし、副会長は校外部員、書記・会計はその他の専門部員とする。~~
- 第8条 各専門部の部長は、それぞれ1名を互選により選出する。
(部長は、地区別ローテーションとする。)
- 第9条 会計監査2名は、次年度も引き続き在籍する生徒の現委員(常任委員)の中から選出する。
- 第10条 上位団体の会長、または家庭教育委員を選出する必要がある場合は、以下のように行うことができる。
- (1) P T A常任委員会にて推薦、指名することができる。
 - (2) 委員以外の者が選出された場合は、本会の委員定数には含まないものとする。
- 第11条 会費 生徒、教員(一名分) 月会費 **150円**
(転出入等により月の途中から在籍状況に変更が生じた場合、その月の在籍日数にかかわらず、当該月の会費を徴収するものとする。)
- 第12条 この内規の改定は、役員会で協議・決定し、総会に報告をする。

- * 平成10年 1月に改正
- * 平成19年12月に改正
- * 平成22年 2月に改正
- * 平成25年 2月に改正
- * 平成26年 2月に改正
- * 平成27年11月に改正(順序入替・整理)
- * 平成28年 3月に改正(第6条(6)、第10条 追加)
(第11条 表記改善→保護者へ)
- * 令和 4年 3月に改正(会費)
- * 令和 5年 3月に改正(母親代表→家庭教育委員)(第6条(4)削除)
- * 令和 7年 3月に改正(第6条 地区の再編、(1)追加、(3)削除、(4)(5)一部変更)
- * **令和 8年 3月に改正(第6条 委員定数の変更)(第7条 副会長の所属部の変更)
(第11条 月会費200円→150円、転出入に関する追加)**

旭南中学校 P T A 弔意規定

1. 会員及び会員の親族に不幸（死亡）が生じた場合、次の弔意規定により弔意を表す。

	対 象	弔 意	参 加 者		
			父 母	教 師	生 徒
本 人	P T A 役員・委員	生花一对	役員全員 委員全員	全 員	生徒会役員 該当学級代表
	P T A 一般会員	生花一对	役員全員 地区委員	4 役 関係者	生徒会役員 該当学級代表
	職 員	生花一对	役員全員 委員全員	全 員	生徒会役員 (学校代表)
	在校中の子ども	生花一对	役員全員 地区委員	全 員	生徒会役員 該当学級全員

* 地区委員とは該当小学校区の委員

2. その他の運用については、役員協議のうえ適宜措置を講ずる。
3. 上記の会計については、P T A 会計慶弔費で運用する。
4. 返礼等は、一切おこなわない。
5. 関係者への訃報連絡は、下記のような経路で流す。

会長 ——→ 3 副会長 ——→ 各地区役員・委員

* 規定の改正 平成 7 年 9 月に改正
 平成 2 9 年 1 月に改正（現状に即して）

地域と学校による人づくり

地域と学校の連携・協働

知多市では、未来を担う子どもたちの成長を支えるため、地域と学校が一体となり、子どもたちを育てるための仕組みづくりを推進しています。

お互いが連携・協働し、「学校を核とした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」を実現するため、「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」を令和4年度に南粕谷小学校で、6年度に旭南小・旭東小学校、旭南中学校で導入しました。

知多市立〇〇小・中学校区

学校
(学校長・教職員)

地域
(住民・保護者)

学校運営協議会

「地域とともにある学校づくり」
を目指します！

- ◆地域や保護者の方々と学校とが目標やビジョンを共有
- ◆一定の権限と責任を持って学校運営に参画

地域学校協働活動

「学校を核とした地域づくり」を
目指します！

- ◆既存の地域と学校の体制により、緩やかなネットワークを形成
- ◆地域全体で子どもたちの学びや成長を支える
- ◆地域と学校が相互にパートナーとして実施

目標・ビジョンを共有 ⇒ 熟議・協議 ⇒ 活動を充実・活性化

熟議・協議
をする場



協議を
踏まえて
活動する場



学校運営協議会のしくみ

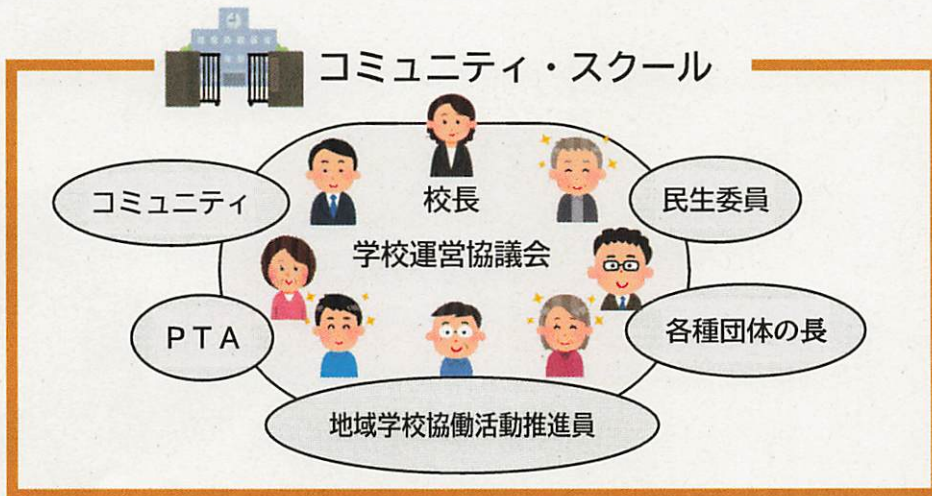
「学校運営協議会」

- ◆地域住民や保護者、地域で活動する団体の方などで組織する合議体です。
- ◆委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命します。
- ◆協議会では、主に次のことを行います。
 - ・学校が作成する学校運営に関する方針を承認する
 - ・学校運営について意見を述べる
 - ・学校や地域の課題について話し合う



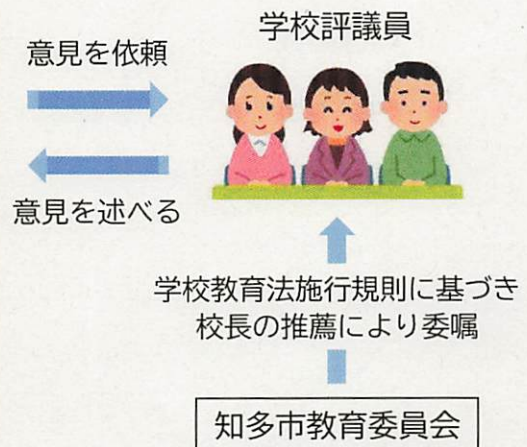
「コミュニティ・スクール」

- ◆学校運営協議会を設置した学校のことを指します。



【参考】旭南中学校の令和5年度までの仕組み

「学校評議員制度」



地域学校協働活動とは

「地域学校協働活動」は、幅広い地域住民や団体などの参画を得る工夫を凝らし、地域・家庭・学校が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てることをねらいとした活動です。

<地域学校協働活動の例>

- ◆ 学びによるまちづくり、地域課題解決型学習、郷土学習
- ◆ 放課後子ども教室
- ◆ 家庭教育支援活動
- ◆ 学校に対する多様な協力活動（環境整備、図書室整備、キャリア教育など）
- ◆ 地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動への参画 など

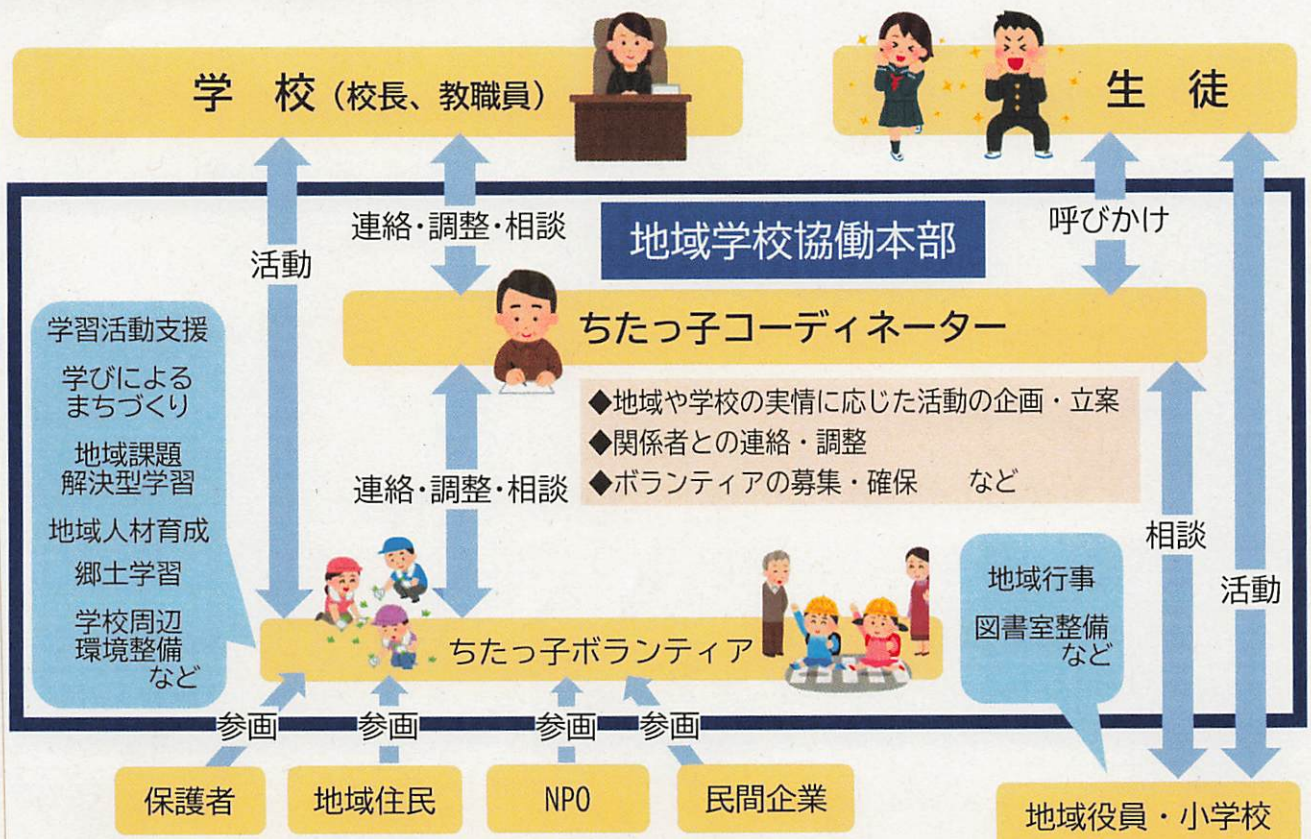
小学校では ⇒ 地域の教育力を生かして学びを豊かにすることを目指しています。

中学校では ⇒ 生徒自身が地域の一員としての自覚をもち、地域行事にボランティアとしてすすんで参加することを主な目標としています。

地域学校協働本部のしくみ

地域と学校をつなぐ役割を担う「ちたっ子コーディネーター（地域学校協働活動推進員）」が中心になって活動します。ちたっこコーディネーターは、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱します。

ちたっこコーディネーターを学校運営協議会の委員にも任命することで、協議会で話し合った学校や地域の課題と活動の連携がスムーズになります。



地域と学校が連携・協働することで・・・

◆子どもたちと地域の方々との交流が深まります。

⇒ 子どもたちの地域社会の一員としての自覚が高まります。

さらに…

⇒ 感謝の気持ちや思いやりの心が育まれます。

◆地域や保護者の方々和学校の教職員との交流が活発になります。

⇒ 新たな出会いが生まれ、つながりがより広く深くなります。

◆地域や保護者の方々和学校の教職員とが顔の見える関係になります。

⇒ 学校の理解者、協力者が増えます。

◆地域や保護者の方々和学校の教職員とが思いを共有することができます。

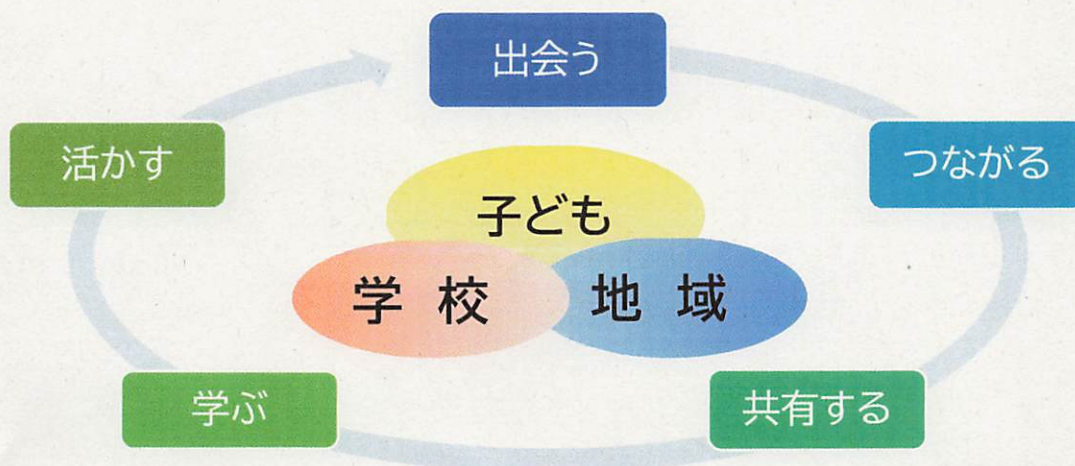
⇒ 子どもたちの教育活動が充実し、豊かな学びにつながられます。

◆地域や保護者の方々から学んだことを、子どもたちが地域で活かすようになります。

⇒ 生きる力の循環が生まれます。

◆学校業務の軽減が図られます。

⇒ 先生たちが子どもたちの指導などに、より多くの時間を確保できます。



令和 8 年度 旭南中学校教職員表

校 長	早川 寿樹	教 頭	横田 達也
教務主任	中野 弘道	校務主任	神田 洋佑
事務主事	黒野 凌一		

	1 年	2 年	3 年	F 組
主任	中川 優 (体)	小森 陵 (体)	池谷 英敏 (体)	西方枝美子 (社)
A	岡田有紀子 (理) ※保健主事	清水 香名 (国)	米満 拓哉 (数)	阪本 弘美 (音) 【F1】
B	神谷 東位 (国)	森田 琉斗 (英)	大山真奈美 (国)	河合 紘志 (社) 【F2】
C	田中 宏樹 (音)	梅田 凌汰 (理)	大原 啓志 (理) ※生徒指導主事	西方枝美子 (社) 【F3】
D		西川 健心 (数)	井上亜模瑠 (英)	水野 弥生 (国) 【F4】
副担	石井 幹人 (社) 魚川 貴大 (美) ※1学期のみ	田口 由美 (家)	鈴木 真央 (社) ※進路指導主事	平野 則子 (英) 塚田 知美 (数)

養護教諭	滝本真巳子	拠点校指導員	吉川 達人
非常勤講師	吉川 達人	非常勤講師	姫野 法子
非常勤講師	水野 千代	非常勤講師	加藤 司
県SC	加藤 謁雄	通級指導	小管 博子
市事務	岩野芽衣子	用務員	安達 教子
生活支援員	畦地佐知子	生活支援員	岡田 里佳
校務支援員	真砂 克巳	スクールソーシャルワーカー	田中 楓乃

軟 式 野 球	河合・石井・中川	卓 球	井上亜・梅田・森田
陸 上 競 技	池谷・神谷・平野	吹 奏 楽	鈴木・岡田・阪本
ソフトテニス	米満・大原・塚田・中野	美 術	西方・魚川
バレーボール	西川・清水・水野	家 庭	田口
バスケットボール	小森・田中・大山		

令和8年度 年間行事予定①

知多市立旭南中学校

資料3

4月		5月		6月		7月		8月		9月			
日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜		
1	水	1	金	4時間授業 風水害避難訓練 地域巡回	1	月	実力テスト(3年) 内科検診予備日	1	水	4時間授業	1	土	始業式、 地震避難訓練
2	木	2	土		2	火	事前指導(2年4時間授業)	2	木		2	日	実力テスト 5時間授業 給食開始
3	金	3	日	憲法記念日	3	水	野外教育活動	3	金		3	月	Bダイヤ 委員会
4	土	4	月	みどりの日	4	木	野外教育活動	4	土		4	火	
5	日	5	火	こどもの日	5	金	野外教育活動	5	日		5	水	
6	月	6	水	振替休日	6	土		6	月		6	木	
7	火	7	木	Bダイヤ 教育相談	7	日		7	火	Bダイヤ 委員会	7	金	Bダイヤ
8	水	8	金	Bダイヤ 教育相談 貧血検査	8	月		8	水	Bダイヤ、保護者会 資源回収	8	土	
9	木	9	土	緑と花を育てる会	9	火	Bダイヤ 生徒集会	9	木	Bダイヤ、保護者会 資源回収	9	日	
10	金	10	日		10	水	歯科検診3年	10	金	Bダイヤ、保護者会 資源回収	10	月	会議、行事等を行わない 期間(~16日)
11	土	11	月	Bダイヤ 教育相談	11	木	Bダイヤ、テスト週間 教育相談	11	土		11	火	
12	日	12	火	給食開始	12	金	歯科検診2年	12	日		12	水	
13	月	13	水		13	土	内科健診3年、F組	13	月		13	木	
14	火	14	木		14	日	Bダイヤ 委員会 内科検診3年	14	火		14	金	
15	水	15	金	通常授業開始	15	月	歯科検診2年	15	水		15	土	
16	木	16	土		16	火	確認テスト	16	木	給食終了	16	日	会議、行事等を行わない 期間(10日~)
17	金	17	日		17	水		17	金	Bダイヤ 終業式	17	月	テスト週間
18	土	18	月		18	木	定期テストI	18	土		18	火	
19	日	19	火		19	金	内科健診2年	19	日		19	水	
20	月	20	水		20	土	事前指導(3年4時間授業)	20	月	海の日	20	木	
21	火	21	木		21	日	Bダイヤ 委員会	21	火		21	金	敬老の日
22	水	22	金		22	月	修学旅行	22	水		22	土	国民の休日
23	木	23	土		23	火	全国学力調査(3年国数英) 体力テスト	23	木		23	日	秋分の日
24	金	24	日		24	水	④授業参観 PTA総会 学年懇談会	24	金		24	月	
25	土	25	月		25	木	代休(3年)	25	土	Bダイヤ 委員会	25	火	
26	日	26	火		26	金	内科検診1年	26	日		26	水	
27	月	27	水		27	土	Bダイヤ 教育相談	27	月		27	木	
28	火	28	木		28	日	Bダイヤ 教育相談 地域巡回	28	火		28	金	
29	水	29	金		29	月	内科検診1年	29	水		29	土	定期テストII
30	木	30	土		30	火	Bダイヤ 委員会	30	木	学校訪問 4時間授業	30	日	定期テストII 委員会
		31	日								31	月	

令和8年度 年間行事予定② 知多市立旭南中学校

資料3

日 曜	10月	日 曜	11月	日 曜	12月	日 曜	1月	日 曜	2月	日 曜	3月
1 木		1 日		1 火	Bタイヤ	1 金		1 月		1 月	
2 金		2 月	Bタイヤ 教育相談週間	2 水		2 土		2 火	⑤小学生授業見学 ⑥入学説明会	2 火	⑤⑥3年生を送る会
3 土		3 火	文化の日	3 木	Bタイヤ 保護者会(3年) 資源回収	3 日		3 水	Bタイヤ テスト週間、教育相談	3 水	
4 日		4 水	Bタイヤ	4 金	Bタイヤ 保護者会、資源回収	4 月		4 木	確認テスト	4 木	
5 月		5 木	Bタイヤ	5 土		5 火		5 金	Bタイヤ	5 金	卒業式
6 火	Bタイヤ 生徒集会	6 金	旭南祭(文化祭)	6 日		6 水	私立推薦出願(～8日)	6 土		6 土	
7 水		7 土		7 月		7 木	始業式	7 日		7 日	
8 木	Bタイヤ	8 日		8 火	Bタイヤ 保護者会、資源回収	8 金	私立一般出願(～15日) 給食開始 実力テスト	8 月	Bタイヤ 3時間授業(3年) 公立一般出願(～16日)	8 月	
9 金	Bタイヤ	9 月		9 水	Bタイヤ 保護者会	9 土		9 火	Bタイヤ	9 火	進路説明会(2年)
10 土		10 火	Bタイヤ、テスト週間 教育相談 生徒集会	10 木	Bタイヤ 委員会	10 日		10 水	定期テストⅣ	10 水	⑥学校保健委員会
11 日		11 水	Bタイヤ	11 金		11 月	成人の日	11 木	建国記念の日	11 木	Bタイヤ 委員会
12 月	スポーツの日	12 木	確認テスト	12 土		12 火		12 金	定期テストⅣ	12 金	
13 火		13 金	Bタイヤ	13 日		13 水	私立専修推薦入試	13 土	新PTA組織づくり、新 旧引継ぎ	13 土	新PTA常任委員会・全 委員会①
14 水		14 土		14 月		14 木	Bタイヤ 4時間授業(3年面談)	14 日		14 日	
15 木		15 日		15 火		15 金	Bタイヤ 4時間授業(3年面談)	15 月		15 月	
16 金	旭南祭(体育祭) ※雨天(火曜授業)	16 月	Bタイヤ	16 水		16 土	PTA常任委員会・全委 員会④ PTA委員開票委員会	16 火	Bタイヤ 生徒集会	16 火	
17 土		17 火	定期テストⅢ	17 木		17 日		17 水		17 水	4時間授業
18 日		18 水	定期テストⅢ 火災避難訓練	18 金		18 月		18 木	Bタイヤ 委員会	18 木	⑥前期生徒会役員選挙
19 月		19 木		19 土		19 火	Bタイヤ 生徒集会	19 金	4時間授業	19 金	給食終了
20 火	旭南祭予備日	20 金	4時間授業	20 日		20 水	私立専修一般入試	20 土		20 土	
21 水		21 土		21 月		21 木	私立専修一般入試 Bタイヤ 委員会	21 日		21 日	春分の日
22 木	⑥後期生徒会役員選挙	22 日		22 火	給食終了	22 金	私立専修一般入試	22 月		22 月	振り替え給餌j津
23 金		23 月	勤労感謝の日	23 水	終業式	23 土		23 火	天皇誕生日	23 火	
24 土	知多市産業まつり	24 火	県民の日学校ホリデー	24 木		24 日		24 水	公立一般学力テスト 3時間授業(3年)	24 水	修了式
25 日	知多市産業まつり	25 水	4時間授業	25 金		25 月		25 木	Bタイヤ 委員会 公立一般面接A	25 木	
26 月		26 木	4時間授業	26 土		26 火		26 金	公立一般面接B	26 金	
27 火		27 金	上級学校訪問(2年)	27 日		27 水		27 土		27 土	
28 水		28 土	PTA常任委員会・全委 員会③	28 月		28 木		28 日		28 日	
29 木	Bタイヤ ⑤⑥進路説明会(3年) 委員会	29 日		29 火		29 金		1 月		29 月	
30 金	実力テスト(3年)	30 月		30 水		30 土		2 火		30 火	
31 土				31 木		31 日		3 水		31 水	

令和8年度 週の計画及び日課表

資料3

	時間(A)	時間(B)	月	火	水	木	金
			登校(8:00~8:20)				
ST	8:20~8:30	8:20~8:30	ST				
			移動・準備(5分)				
1限	8:35~9:25	8:35~9:20	1	6	12	18	24
2限	9:35~10:25	9:30~10:15	2	7	13	19	25
3限	10:35~11:25	10:25~11:10	3	8	14	20	26
4限	11:35~12:25	11:20~12:05	4	9	15	21	27
給食	12:25~13:00	12:05~12:40	給食				
5限	13:20~14:10	13:00~13:45	5	10	16	22	28
6限	14:20~15:10	13:55~14:40		11	17	23	29
生徒集会(月1回程度) 委員会(月1回) ※帰りのST後10分後~(25分間) 部活動 ※火・水・金			ST A14:10~14:30 B13:45~14:05	ST A14:10~14:30 B14:40~15:00	清掃 A15:10~15:25 B14:40~14:55	ST A14:10~14:30 B14:40~15:00	清掃 A15:10~15:25 B14:40~14:55
				生徒集会 15:10~15:35	ST A15:30~15:40 B15:50~15:10	委員会 15:10~15:35	ST A15:30~15:40 B15:50~15:10

最終下校時刻

4~7月 17:00 9・10月 17:00 11月 16:40 12月 16:30 1月 16:50 2・3月 17:00 ※長期休業中 16:30

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ防止校内対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、次のような役割を担い、教職員と生徒とが正しい価値判断のもと、誰もが安心して過ごせる学校を保持する。

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認めるとともに、時間を守ることや身の回りの整頓など基本的な生活習慣の徹底に全職員で取り組む。

ウ 自己肯定感や自己有用感を育むために、わかる授業づくり・部活動の充実・あい

さつの励行に努める。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケート（年3回、6月・11月・1月）や教育相談を定期的実施（年4回、年度初め、6月・11月・2月）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 入学時や夏休み前にいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止校内対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、重大事態対応フロー図に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ防止校内対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、R P D C A サイクル（RESEARCH→PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、「いじめ防止校内対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

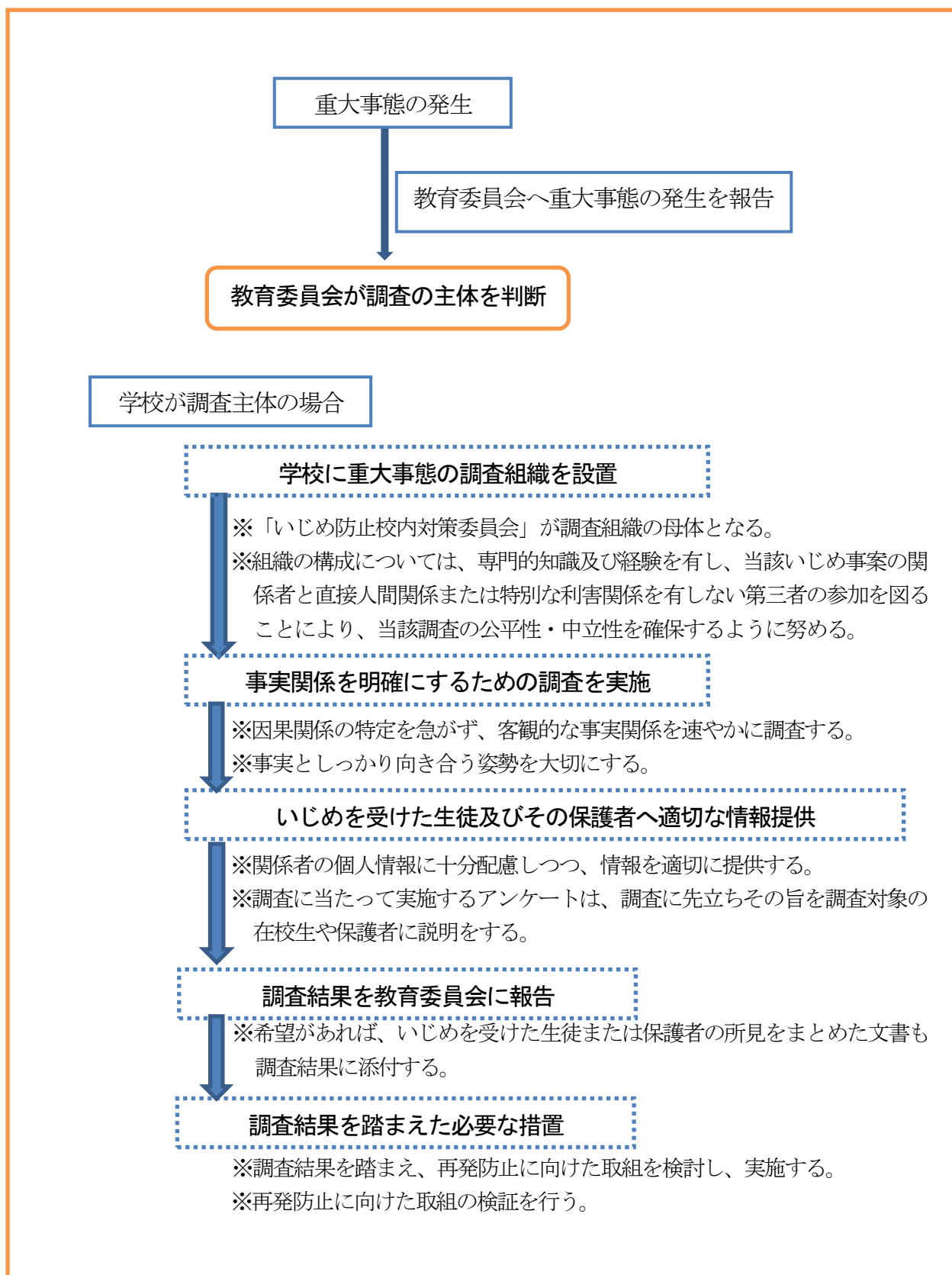
6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜取組の年間計画 旭南中学校＞

◆状況に応じて実施時期が変更になる場合があります。

	「いじめ防止校内対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	R ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ R ↓ P ↑	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○心肺蘇生法講習（教員） ○学級開き、学年開き ○新入生歓迎会（生徒会）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○いじめ防止基本方針を配付（PTA総会） ○公開授業
5月		○生徒総会（生徒会） ○キャリアデザインセミナー（2年） ○QU実施（1～3年）	○教育相談週間	○公開部活動 ○学校評議員への授業の公開	
6月			○いじめアンケート ○教育相談週間	○緑と花を育てる会 ○民生児童委員との懇談	
7月			○保健指導（性教育）	○個人懇談会	
8月		○現職研修（ケーススタディ）	○ボランティア・体験学習（中学2年）		
9月			○身体測定		
10月			○体育祭（縦割り活動）	○進路説明会（3年） ○学校行事公開	
11月			○情報モラル指導（2年）（ネットモラル） ○生き方教室（2年）	○いじめアンケート ○教育相談週間	
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○保健指導（性教育） ○人権週間（校長講話） ○赤い羽根募金活動 ○文化祭（学級の絆づくり） ○学校保健委員会		○学校行事公開 ○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月				○教育相談週間（3年）	○民生委員との情報交換
2月		○自己評価		○教育相談週間（1、2年） ○いじめアンケート	○学校評議員への授業の公開 ○進路説明会（2年）
3月			○卒業生を送る会	○小学校との情報交換会（新1年生）	
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○生徒指導小委員会	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○異学年による学び合い	○健康観察の実施 ○生徒指導小委員会 ○SCによる相談 ○若あゆ日記	○地域あいさつ運動	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、管理職の指導の下、迅速に対応するとともに継続して改善状況を把握する。

部活動改革とは

市では、令和7年9月から休日の部活動を廃止し、子どもたちが休日の空いた時間に、スポーツ・文化芸術活動に取り組むことができるよう地域への展開を進めています。

中学生を受け入れている地域のスポーツ・文化芸術活動団体は、現時点(12月末)で、延べ63団体です。

興味ある活動などがありましたら、直接団体にお問い合わせください。

<中学生受け入れ団体>

スポーツ 53 団体 文化芸術 7 団体



最新の地域クラブの一覧・詳細はこちらです。

随時、更新しますので、ぜひ情報をチェックしてください。



平日の部活動

令和9年度の夏の大会までは平日の部活動を継続します。それ以降は、現在検討中のため未定です。

決定事項等は、引き続き市ホームページ等へ掲載し、周知していきます。



団体の立ち上げ

保護者等が団体を立ち上げる際、学校施設を利用するにはいくつかの条件を満たす必要があります。

団体の設立や学校施設等の利用をお考えの場合は、事前に生涯学習スポーツ課の下記の窓口までご相談ください。

相談窓口

○スポーツに関する窓口

窓 口:生涯学習スポーツ課(生涯スポーツチーム)
場 所:メディアス体育館ちた(知多市民体育館)

○文化芸術に関する窓口

窓 口:生涯学習スポーツ課(生涯学習チーム)
場 所:知多市市民活動センター

相談先がスポーツ分野と文化芸術分野で異なりますので、ご注意ください。



<お問合せ>

学 校 部 活 動:学校教育課
ス ポ ー ツ:生涯学習スポーツ課(メディアス体育館ちた内)
文 化 芸 術:生涯学習スポーツ課(市民活動センター内)

電話:0562-36-2681
電話:0562-33-3362
電話:0562-31-0383

学校名での大会やコンクールへの参加について

令和7年9月以降、休日の部活動の廃止に伴い、教職員が引率等を行う大会出場(学校部活動での大会出場)は、次のとおり運用しています。



運動部

知多地方中学校体育大会(郡大会)及びその上位大会

吹奏楽部

愛知県吹奏楽コンクール知多地区大会及びその上位大会

※長期休業中の平日に練習試合等を行う可能性がありますが、平日に行われるその他大会に出場することはありません。

<経過措置について>

教職員が引率等を行う大会(学校部活動での大会)以外の大会 ⇒ 原則、個人や所属の地域クラブから出場

※ 学校名での参加要望や大会参加要件等を鑑み、経過措置対象となる大会に限り学校名で出場が可能です。

■経過措置対象となる大会 (1、2いずれも満たす場合学校名で出場が可能です。)

- 1 大会主催者が学校管理外での出場を了承
- 2 大会等の出場に関する全ての手続きを出場する生徒の保護者または引率責任者が実施できる大会

※大会への申し込みが学校に限る場合…保護者等の申し出により、申し込み手続きのみ学校が代行できます。

○保護者の申し出には、学校へ「学校名を使用しての大会等出場に係る同意書」の提出が必要です。

○同意書の提出方法や添付する資料については、学校へ直接、お問い合わせください。



大会参加 Q&A

長期休業中の大会 参加について	Q 平日に開催される大会について、学校部活動として出場できますか？
	A 学校部活動として出場できる大会は、知多地方中学校体育大会(郡大会)とその上位大会、愛知県吹奏楽コンクール知多地区大会とその上位大会です。それら以外の大会は、学校部活動として大会出場できません。原則、所属する地域クラブから出場することになります。
地域クラブでの 大会出場について	Q 地域クラブでの大会出場に必要な手続きは？
	A 大会出場に必要なことは、競技や大会ごとの参加要件により異なります。競技によっては、競技連盟への登録が必要である場合や学校名での参加しか認めない大会などもあります。地域クラブ代表者から主催者へ大会の参加要件などをご確認ください。
同意書の提出に ついて	Q 学校名での大会参加しか認められない大会があり、申し込みが学校からしかできません。申し込み以外は全て地域クラブの引率責任者で対応でき、大会主催者にも学校管理外であることを了承してもらいました。その後、どのように学校へお願いすれば良いですか？
	A まずは、学校に対して、学校名での大会参加を希望すること、申し込みのみ学校から行う必要があることをお伝えください。同意書の提出のため学校を訪問する際は、大会参加要項など、学校へ大会内容を説明する書類をご準備ください。

令和7年9月に休日部活動は廃止

休日は地域の クラブ活動へ!

※地域のクラブ活動=地域にあるスポーツクラブや文化芸術活動のこと



知多市全域がみんなのフィールドに!

これまで部活動を中心に放課後や休日を過ごしてきましたが、7年9月から休日の活動は無くなります(平日の部活動は当面そのまま)。

これからの休日は、知多市全域をフィールドに、スポーツや文化芸術活動を通じて『あたらしく』『自分らしく』『つながる』活動に取り組んでみませんか。

休日活動 3つの ポイント

Point 01 自分の目的にあった活動が選べる

Point 02 複数の活動を兼ねることもできる

Point 03 地域や世代を超えてつながることができる

団体一覧

市ホームページでは、市内で活動しているスポーツ団体・文化芸術団体等を紹介しています。自分に合った団体を探してみませんか?
※活動時間や申し込み方法など詳しくは各団体に直接、問い合わせてください。

詳しくは右の
QRコードから



【問合せ】

スポーツ：生涯学習スポーツ課 (メディアス体育館ちた内)

文化芸術：生涯学習スポーツ課 (市民活動センター内)

学校部活動：学校教育課

電話：0562-33-3362

電話：0562-31-0383

電話：0562-36-2681

知多市の中学校部活動改革と 地域におけるスポーツ・文化芸術活動のさらなる 推進について

基本方針

知多市では、令和7年9月から学校部活動の実施を平日のみとし、休日の部活動地域移行・地域連携（地域クラブ活動）を進めます。

休日の活動では、地域のスポーツ・文化芸術活動団体や公共施設などの地域人材・資源を有効活用し、子どもの健やかな体と心を育むとともに、生涯を通じて豊かに生きる意欲にあふれ、安全で健康な生活を営むために、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動等に親しむことができる機会の確保を実現します。

基本理念

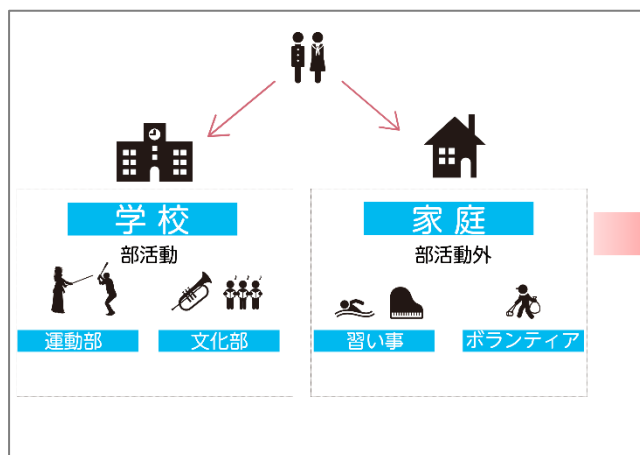
あたらしく、自分らしく。スポーツ・文化芸術活動でつながる輪

基本目標

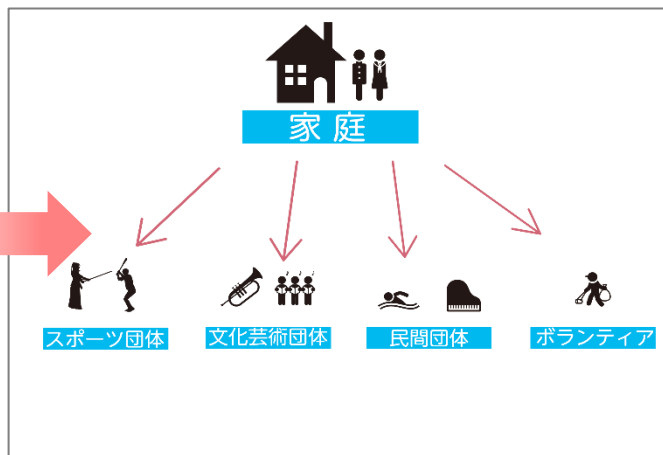
- 子どもたちが「あたらしく」様々なスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができる
- 子どもたちが「自分らしく」好きなスポーツ・文化芸術活動に打ち込むことができる
- 子どもたちが世代や性別を問わず、スポーツ文化芸術活動を通じて「つながる」ことができる

活動のイメージ

これまでの休日活動



令和7年9月からの休日活動



地域クラブ活動Q&A

※地域クラブ活動＝地域にあるスポーツクラブや文化芸術活動のこと

Q 地域クラブ活動は、学校の部活動をそのまま行うのですか？

A 学校の部活動とは全く異なるものです。地域クラブ活動はそれぞれのクラブや団体等が実施主体となってスポーツ活動や文化芸術活動を行うものです。

Q 部活動でなくなると、活動費はどのようになりますか？

A 学校の部活動ではないため、指導者の報酬や保険料などは基本的に受益者負担になり、会費もそれぞれ異なります。

Q 平日も地域クラブ活動に参加できますか？

A 平日に活動を行っている地域クラブであれば、参加することができます。



家庭学習の手引き

知多市教育委員会

保護者のかかわり

- ・気持ちのよい挨拶の交わされる、温かい家庭をつくりましょう
- ・子どもの行動に関心をもちましょう
- ・親子の会話やふれあいを大切にしましょう
- ・がんばったときはほめて、一緒に喜び合いましょう
- ・その子自身の成長をとらえ、比較するのはやめましょう

取り組み方のポイント

- ・遊びと学習のけじめをつけて時間を決めて、机に向かおう
- ・姿勢を正し、丁寧な文字で書こう
- ・復習を中心に、今日の学習を振り返ろう
- ・家庭でも、積極的に読書をしよう
- ・明日の用具は、夜のうちにそろえておこう

学習時間のめやす

小学校1・2年生...20～30分
 小学校3・4年生...40～50分
 小学校5・6年生...60～70分

中学1年生...80分程度
 中学2年生...90分程度
 中学3年生...100分程度

※テスト週間は計画を立て、
 着実に取り組もう！

知多市義務教育7箇条

- 1 早寝・早起き・朝ごはんを朝うんら（生活リズムの確立）
- 2 毎日の積み重ねが大きな力に（家庭学習の習慣づくり）
- 3 伝え合い、関わり合いを重視した授業（基礎学力の向上）
- 4 当たり前なことを当たり前でできる生活（基本的な生活習慣の育成）
- 5 友達のことも自分のことも大切に（思いやりの心をはぐくむ道徳教育）
- 6 自分からすすんできたえる心と体（たくましい心身の育成）
- 7 読書でたくわえよう心の栄養（読書習慣の育成）

これを参考にして、ご家庭で話し合ってください、家庭学習の定着をめざしましょう。

令和8年度 学費等の集金計画表

(円)

振替集金日	集金費目	1 年	2 年	3 年	備 考
5/12(火)	給 食 費	4,290	4,290	4,290	4月食数分
	学 年 費	7,000	7,000	7,000	
	スポーツ振興会費	460	460	460	
	PTA会費	900	900	900	150円×6か月
	合 計	12,650	12,650	12,650	
6/10(水)	給 食 費	5,940	5,940	4,950	5月食数分
	学 年 費	7,000	7,000	7,000	
	合 計	12,940	12,940	11,950	
7/7(火)	給 食 費	7,260	6,270	7,260	6月食数分
	学 年 費	7,000	7,000	7,000	
	合 計	14,260	13,270	14,260	
9/7(月)	給 食 費	3,960	3,960	3,960	7月食数分
	学 年 費	3,000	2,000	3,000	
	合 計	6,960	5,960	6,960	
10/9(金)	給 食 費	5,940	5,940	5,940	9月食数分
	学 年 費	3,000	2,000	3,000	
	PTA会費	900	900	900	150円×6か月
	合 計	9,840	8,840	9,840	
11/9(月)	給 食 費	6,930	6,930	6,930	10月食数分
	学 年 費	3,000	2,000	3,000	
	合 計	9,930	8,930	9,930	
12/10(木)	給 食 費	5,940	5,610	5,940	11月食数分
	学 年 費	3,000	1,000	3,000	
	合 計	8,940	6,610	8,940	
1/5(火)	給 食 費	5,280	5,280	5,280	12月食数分
	学 年 費	2,000	1,000	3,000	
	合 計	7,280	6,280	8,280	
2/10(水)	給 食 費	4,620	4,950	3,960	1月食数分
	学 年 費	2,000	1,000	2,000	
	合 計	6,620	5,950	5,960	
3/30(火)	給 食 費	10,560	10,560	6,600	2月～3月食数分
	学 年 費	0	0	0	
	合 計	10,560	10,560	6,600	
年度合計	給 食 費	60,720	59,730	55,110	
	学 年 費	37,000	30,000	38,000	
	スポーツ振興会費	460	460	460	
	PTA会費	1,800	1,800	1,800	
	合 計	99,980	91,990	95,370	

警報等発表時における児童生徒の対応について

知多市教育委員会

1 「暴風(暴風雪)警報」が知多市に発表された場合

【児童生徒の登校前】

- (1) 午前6時30分より前に警報が解除された場合は、平常通り教育活動を実施します。
ただし、登校が危険と保護者が判断した場合は登校を見合わせてください。その場合は、学校に速やかに連絡ください。
- (2) 午前6時30分以降に警報が解除された場合は、学校は休校です。
(午前6時30分ちょうどを含む)

【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

- (1) 速やかに教育活動を中止します。
 - (2) 通学路等の安全が確認された場合は、下校します。
 - (3) 通学路等が危険な状態の場合は学校待機とし、状況に応じて学校からの連絡により引渡下校を行います。
- ※ 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、今後「暴風(暴風雪)警報」発表の可能性が高い場合は教育活動を中止し、速やかに下校させることがあります。
- ※ 知多市と表記してありますが、愛知県全域または愛知県西部・知多全域という表現で発表されることもあります（以下、同じ）。

2 「特別警報」が知多市に発表された場合

※ 「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。
「〇〇特別警報」という名称で発表されるのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類です（気象庁HPより）。

【児童生徒の登校前】

- (1) 登校しません。特別警報解除後も安全に登校させうると判断し、学校から連絡があるまでは登校をさせないでください。
- (2) 午前6時30分以降に特別警報が解除された場合は、学校は休校です。
(午前6時30分ちょうどを含む)

【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

- (1) 速やかに教育活動を中止し、安全に帰宅できると判断するまで、学校または避難場所に待機させます。
- (2) 警報解除後、安全に帰宅できると判断した場合には、学校からの連絡により引渡下校を行います。

3 「大雨(大雪)警報」「洪水警報」「竜巻注意情報」「記録的短時間大雨情報」が知多市に発表された場合（原則、休校とならない）

【児童生徒の登校前】

- (1) 基本的には登校しますが、登校が危険と保護者が判断された場合は登校を見合わせてく

ださい。その場合、学校に速やかに連絡してください。その後、安全が確認されたら登校させてください。

【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

- (1) 教育活動は継続して行いますが、課外活動は中止します。児童生徒の安全を最優先に、屋内で待機する等の対応を行う場合があります。
- (2) 気象状況や通学路等の状況から判断し、教育活動を中止して速やかに下校させることもあります。
- (3) 通学路等が危険な状態の場合は学校待機とし、状況に応じて保護者の判断または学校からの連絡により引渡下校を行います。

4 「大津波警報」「津波警報」が知多市に発表された場合、または「震度5弱以上の地震」が発災した場合

【児童生徒の登校前】

- (1) 登校しません。翌日以降は自宅待機とし、学校から登校の連絡があれば、登校します。

【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

- (1) 速やかに教育活動を中止します。
- (2) 児童生徒の安全を確保するとともに、保護者への引渡しを開始します。

※ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の対応については、別紙1を参照ください。

5 その他

○ 「暴風（暴風雪）警報」等の発表時の学校給食の取り扱いについて

- (1) 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、「暴風（暴風雪）警報」等の発表の可能性が高い場合は、前日の正午までに給食の中止を決定し、その旨を学校から家庭に連絡します。したがって、当日の給食はありません。授業を実施することになった場合は、必要に応じて弁当等を持参させてください。
- (2) 上記(1)で給食中止の決定をせず、「暴風（暴風雪）警報」等が発表されている場合
 - ① 当日の午前6時30分より前に警報が解除され、平常通りに教育活動を行う場合は、給食を実施します。
 - ② 当日の午前6時30分以降に警報が解除された場合、学校が休校のため、給食を実施しません。

○ 警報等の発表時及び災害等発生時の「欠席」「遅刻」「早退」の扱いについて

- (1) 登校が危険と保護者が判断された場合、学校に連絡することで「欠席」や「遅刻」扱いとなりません。また学校待機中等に、保護者の判断で引渡下校する場合は「早退」扱いとなりません。

○ 放課後児童クラブについて

- (1) 警報発表の有無にかかわらず、学校が安全管理上閉鎖になった場合は、小学校に隣接する放課後児童クラブは実施されません（詳細は別紙2を参照ください）。

ラーケーション申請用紙

知多市立旭南中学校

【お願い】必ず保護者が記入し、生徒1人に対して1枚ずつ、担任へ提出してください。
申請用紙の提出と併せて、tetoruへの欠席連絡の入力もお願いします。

申請日(提出日) 令和_____年_____月_____日 (_____曜日)

1. 申請者(生徒) _____年 _____組 _____氏名

2. 申請者(保護者) _____氏名

3. ラーケーション取得日

_____月 _____日 (_____曜日)
 _____月 _____日 (_____曜日)
 _____月 _____日 (_____曜日)

ラーケーションを取るのは、今年度(_____)日目です。

※ラーケーションの日は、年度内に合計3日以内です。

4. 給食のカット

① 給食カットに関する取扱いについて

・給食のカットは、取得予定日の前月15日までです。

・それ以降の申請は、給食のカットはできませんのでご了承ください。

② 給食カットの希望について

給食はカットしません。

給食をカットします。

_____月 _____日 (_____曜日)
 _____月 _____日 (_____曜日)
 _____月 _____日 (_____曜日)

5. 欠席連絡

tetoruへの入力を完了しました。※ラーケーション取得日に入力

・tetoruの欠席連絡「備考欄」よりラーケーション取得の入力をお願いします。

担任確認欄	給食担当確認欄	受理日記入欄
		/

「これからの学校」づくり

～ 保護者・地域の方とすすめる 学校における働き方改革 ～



教員が子どもに向き合うための時間を確保し、一人一人の子どもをより大切にする「これからの学校」づくりのためには、保護者や地域の皆様のご協力が欠かせません。

子どもたちの健やかな成長のために、ぜひ皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

愛知県教育委員会

2026年3月

学校が抱えている課題

教員は、子どもが学校にいる間は、授業を行ったり、子どもの指導や支援を行ったりしているため、授業の準備や提出物の点検、各種帳簿の整理などは、子どもの下校後に行っているというのが現状です。

そのため、「時間外在校等時間は1か月 45 時間以内」という国の定める基準を超えて働く教員の多いことが課題となっています。学校が対応する諸問題が多様化・複雑化するなか、学びの専門職として、**笑顔で子どもに向き合う教員を増やすために、長時間勤務の改善が必要です。**

小学校の1日(例)	
8:00	教員は必要に応じて… ▶ 子どもの迎え入れ など
9:00	朝の会・スピーチなど
10:00	1 時間目
11:00	2 時間目
12:00	3 時間目
13:00	4 時間目
14:00	給食・清掃
15:00	5 時間目
16:00	6 時間目
17:00	帰りの会
	会議・情報交換 保護者との相談 授業準備 など
	下校指導など
	教員は必要に応じて… ▶ 授業・行事準備 ▶ 提出物の点検・成績処理 ▶ 校内の環境整備 など

小学校教員の勤務時間(例)

8:15～16:45(7時間45分)

※45分間の休憩を含む

子どもの休み時間や、自分が担当する授業がないときは…

- ・連絡帳の確認
- ・指導や支援を必要としている子どもへの対応
- ・体調不良者への対応
- ・課題やノートの点検
- ・授業の準備 など

※教員は、制度上、時間外勤務手当は支給されません。
(2026年4月現在・給料月額5%にあたる教職調整額が支給されています)

「学校と教師の業務の3分類」

この課題を改善するために、文部科学省は、令和7年8月、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、右のような3分類を示しました。

学校は、保護者や地域の方と話し合い、ご協力をいただきながら、各校の実情に合わせて、**業務を見直すことが求められています。**

文部科学省「学校と教師の業務の3分類」のさらに詳しい資料がご覧になれます。



学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務(例)

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務(例)

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務(例)

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

文部科学省の資料より抜粋

「これからの学校」づくり

教員がより子どもの関心を引き出すような授業準備をすることで、楽しい授業・よく分かる授業が増え、確かな学びや、子どもの笑顔につながっていきます。

一人一人の子どもをより大切にする「これからの学校」づくりには、学校と教育委員会との連携だけでなく、保護者や地域の皆様との連携が欠かせません。

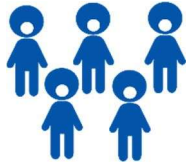
各学校・市町村が、それぞれの実情に応じて、工夫した取組を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

学校

学校は、業務の精選を進め、これまでの教員の働き方を抜本的に見直します。

学校行事の見直し

行事の教育的価値を再確認し、見直しを図ります



業務の効率化

ICTを活用して、文書事務を効率化します



日課の見直し

登下校時刻を変更したり、日課を変更したりします



「これからの学校」づくり

教育委員会

教育委員会は、支援スタッフなどの拡充に努めるとともに、働き方改革を進めるための仕組みづくりを進めます。(市町村・学校により取組は異なります)

支援スタッフの配置

教員を補助(校内清掃・事務作業 etc.)するスタッフを配置します



少人数指導の推進

愛知県は、中学校での35人学級を国よりも1年早く拡充します

35人

専門スタッフの配置

スクールソーシャルワーカー(福祉の専門家)や、スクールロイヤー(法律の専門家)などの専門スタッフを配置します



校務のICT化

ICT 機器や教員を支援するシステムを導入し、学校を支えます



保護者・地域

学校における働き方改革にご理解をいただくとともに、学校ボランティアや、学校スタッフとして参加するなど、「これからの学校」づくりへの応援をお願いいたします。

【応援いただきたい取組の例】

(市町村・学校により取組は異なります)

校内の環境整備

校内の花壇整備や、除草作業にあたる



校外学習の引率補助

校外学習に出かけるときに、教員の引率を補助する



登下校の見守り

通学路で、子どもの登下校の安全を見守る



部活動等の指導

部活動や地域クラブ活動の指導にあたる



「これからの学校」づくりに関する Q&A

Q1 働き方改革が進むと、教育の質が下がらないか心配です。

A: 学校での働き方改革が進むと、教員が、授業準備や子どもとの対話に時間を使えるようになるため、教育の質は向上すると考えています。教員が心身ともに健康で、スキルアップを図ったり、専門的な知識や能力を十分に発揮したりできる環境を整えることは、教育の質の向上には欠かせません。

Q2 学校ボランティアとして、どのようなことが協力できますか？

A: 学校・地域により、ご協力をいただきたい内容は異なります。地域の方を交えた話し合いの場(学校運営協議会など)で議論を重ねながら、学校から発信をしてまいりますので、ボランティアとして参加希望のある方は、活動を希望する学校や、お住まいの市町村教育委員会にご相談ください。

県内では、新たな特色ある取組が始まっています。無理のない範囲で結構ですので、一人一人の子どもをより大切にする「これからの学校」づくりに、ご協力をお願いいたします。

【新たな特色ある取組例】(市町村・学校により取組は異なります)

- ・給食配膳サポーター → 小学校1年生の最初の給食準備を補助する
- ・地域コーディネーター → 学校と連携して校内ボランティアを調整し、子どもの活動を支える
- ・学習ボランティア → 書写(国語科)や、ミシン(家庭科)の学習などの補助にあたる

Q3 学校ボランティア以外に、保護者としてできることはありますか？

A: 学校では、学校行事や業務の見直しなどを進めています。これまでとは違う取組もあると思われるので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、学校と、保護者・地域の皆様との連携を更に図っていくために、以下のような言動は控えていただき、安心して話し合える関係づくりにご配慮ください。

【控えていただきたいこと】

- △ 威圧的な言動
- △ 勤務時間外・長時間のご相談
- △ SNSでの情報拡散
- △ 過度な要求

Q4 中学校の部活動は今後、どうなっていくと思いますか？

A: 国の方針に従い、市町村の実情に応じて「部活動の地域展開」を進めていきますので、今後は、部活動や地域クラブ活動の運営に、地域の方の協力が必要不可欠です。地域展開が進むことで、子どもは、多様な種目や活動に参加したり、専門的な指導を受けたりできるようになります。

また、地域の方が関わることで、「地域の子どもは、地域で育てる」という意識が高まり、子どもの健全な育成につながると考えています。